

令和5年11月14日
九州総合通信局アマチュア無線従事者を電波法違反で行政処分
～6日間の無線従事者の従事停止処分～

九州総合通信局は、総務大臣の免許を受けずにアマチュア無線局を開設し運用した無線従事者に対して、電波法第79条第1項に基づき、無線従事者の従事停止処分を行いました。当局は引き続き、電波利用秩序の維持を図るため、電波利用ルールの周知・啓発を行うとともに、電波法違反に対しては厳正に対処してまいります。

1 違反の概要及び行政処分の内容

被処分者	違反の概要	行政処分の内容
大分県中津市 在住の男性 (50歳)	勤務先の車両（ダンプカー）において、無線局免許が失効しているにもかかわらず、アマチュア無線局の開設・運用を行った（電波法第4条の規定に違反）。	無線従事者（第4級アマチュア無線技士）として、その業務に従事することを本日から6日間停止する。

2 行政処分の根拠

無線従事者の従事停止処分は、電波法第79条第1項に基づくものです。

【電波法（抜粋）】

・電波法第4条（無線局の開設）

「無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

（以下省略）」

・電波法第79条第1項（無線従事者の免許の取消し等）

「総務大臣は、無線従事者が左の各号の一に該当するときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

（以下省略）」

連絡先：電波監理部監視調査課 096-312-8261